

## サイバー空間の脅威への総合的な対処体制の運用について（一般甲）

令和6年8月9日  
兵警サ企一般甲第65号

### サイバー空間の脅威への総合的な対処体制の運用について（一般甲）（要徹底）

- 対号 1 兵庫県警察におけるサイバー戦略の継続実施について  
（令和6年8月9日兵警サ企一般甲第64号）
- 2 サイバー空間の脅威への総合的な対処体制の継続運用に  
ついて（令和5年3月24日兵警サ企一般甲第39号）
- 3 サイバー空間の脅威への総合的な対処体制の一部変更  
について（令和5年11月1日兵警サ企一般甲第110号）

兵庫県警察（以下「県警察」という。）におけるサイバー空間の脅威に対するサイバーセキュリティ対策を推進するために必要な体制については、対号2及び3に基づき運用しているところであるが、サイバーセキュリティ・捜査高度化センターサイバー企画課に戦略推進係が置かれたこと等に伴い、8月9日から下記のとおり運用することとしたので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、真に実効のある取組を推進されたい。

なお、対号2及び3は、8月8日限り、廃止する。

#### 記

#### 第1 趣旨

この通達は、深刻化するサイバー空間の脅威に対して、より総合的かつ効果的なサイバーセキュリティ対策を推進するため、必要な体制について定めるものとする。

#### 第2 定義

この通達における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) サイバーセキュリティ 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式（以下「電磁的方式」という。）により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。）が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。
- (2) サイバーセキュリティ対策 サイバー事案（警察法（昭和29年法律第162号）第5条第4項第6号ハに規定するサイバー事案をいう。）その他のサイバー関係事案（以下「サイバー関係事案」という）に対するサイバーセキュリティの確保に係る諸対策をいう。
- (3) サイバー攻撃 サイバーテロ（サイバーテロに至るおそれのあるものを含む。）及びサイバーインテリジェンスをいう。
- (4) サイバーテロ 重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害であって、電子的攻撃による可能性が高いものをいう。

- (5) 重要インフラ 情報通信、金融、航空、空港、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス（地方公共団体を含む。）、医療、水道、物流、化学、クレジット、石油及び港湾の分野における社会基盤をいう。
- (6) 重要インフラ事業者等 重要インフラの基幹システムを管理し、又は運用する事業者及び国、地方公共団体その他の公共機関をいう。
- (7) 基幹システム 国民生活又は社会経済活動に不可欠な役務の安定的な供給、公共の安全の確保等に重要な役割を果たすシステムをいう。
- (8) サイバーインテリジェンス 情報通信技術を用いた諜報活動をいう。
- (9) 大規模サイバー攻撃事態 サイバー攻撃により国民の生命、身体若しくは財産又は国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある事態をいう。

### 第3 推進体制

#### 1 兵庫県警察サイバーセキュリティ対策委員会

##### (1) 設置

サイバーセキュリティ対策に係る基本方針の策定その他重要な事項の決定を行うため、警察本部に、兵庫県警察サイバーセキュリティ対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

##### (2) 任務

委員会は、県警察の総合力を発揮した効果的なサイバーセキュリティ対策を推進するため、サイバー空間における情報の収集及び分析、サイバーセキュリティに係る人的基盤及び物的基盤の強化その他の取組の連携及び調整を図り、サイバーセキュリティ対策に係る基本方針を策定するほか、サイバーセキュリティ対策について審議するものとする。

##### (3) 組織等

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は、兵庫県警察サイバーセキュリティ対策委員会体制表（別表第1）のとおりとする。

##### (4) 会議

ア 委員長は、必要の都度委員会を招集し、議事を主宰する。

イ 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

##### (5) 庶務

委員会の庶務は、サイバーセキュリティ・捜査高度化センターサイバー企画課（以下「サイバー企画課」という。）において行うものとする。

#### 2 兵庫県警察サイバーセキュリティ対策幹事会

##### (1) 設置

委員会に、兵庫県警察サイバーセキュリティ対策幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

##### (2) 任務

幹事会は、基本方針の策定等について委員会を補佐するとともに、3に規定する警察本部におけるプロジェクト及び4に規定する警察署サイバーセキュリティ対策プロジェクトを管理するものとする。

(3) 組織等

幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、その構成は、兵庫県警察サイバーセキュリティ対策幹事会体制表（別表第2）のとおりとする。

(4) 会議

ア 幹事長は、必要の都度幹事会を招集し、議事を主宰する。

イ 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

(5) 庶務

幹事会の庶務は、サイバー企画課において行うものとする。

3 警察本部におけるプロジェクト

(1) 兵庫県警察サイバー関係事案対処プロジェクト

ア 設置

県警察の総力を挙げたサイバー関係事案への対処を適時的確に実施するため、幹事会に、兵庫県警察サイバー関係事案対処プロジェクト（以下「サイバー関係事案対処プロジェクト」という。）を置く。

イ 任務

サイバー関係事案対処プロジェクトは、サイバーセキュリティ・捜査高度化センター副センター長兼サイバー企画課長（以下「サイバー企画課長」という。）の指揮監督を受け、3の(2)に規定する兵庫県警察サイバー攻撃対策プロジェクト、3の(3)に規定する兵庫県警察サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト及び警察署サイバーセキュリティ対策プロジェクトと連携し、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(ア) サイバー関係事案への対処に係る総合的な企画及び調整

(イ) サイバー関係事案に係る実態把握

ウ 構成等

(ア) サイバー関係事案対処プロジェクトの構成は、兵庫県警察サイバー関係事案対処プロジェクト体制表（別表第3）のとおりとする。

(イ) サイバー企画課長は、必要があると認めるときは、班員以外の者に対し、サイバー関係事案対処プロジェクトへの参加を求めることができる。

(2) 兵庫県警察サイバー攻撃対策プロジェクト

ア 設置

県警察におけるサイバー攻撃対策を効果的に実施するため、幹事会に、兵庫県警察サイバー攻撃対策プロジェクト（以下「サイバー攻撃対策プロジェクト」という。）を置く。

イ 任務

サイバー攻撃対策プロジェクトは、警備部公安第一課長の指揮監督を受け、サイバー関係事案対処プロジェクト、兵庫県警察サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト及び警察署サイバーセキュリティ対策プロジェクトと連携し、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(ア) サイバー攻撃対策に係る総合的な企画及び調整

- (イ) サイバー攻撃に係る情報の集約及び分析並びに指導
- (ウ) 重要インフラ事業者等との連携及びこれに対する管理者対策
- (エ) サイバー攻撃対策に係る国内外の関係機関・団体との連絡及び調整
- (オ) サイバー攻撃等発生時の初動措置、捜査その他の措置

#### ウ 構成等

(ア) サイバー攻撃対策プロジェクトの構成は、兵庫県警察サイバー攻撃対策プロジェクト体制表（別表第4）のとおりとする。この場合において、班員は、各所属の長が適任と認める者を幹事長が指定するものとする。

(イ) 警備部公安第一課長は、必要があると認めるときは、班員以外の者に対し、サイバー攻撃対策プロジェクトへの参加を求めることができる。

### (3) 兵庫県警察サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト

#### ア 設置

県警察のサイバー空間の脅威に対処する能力を全体的に底上げし、及び組織的に専門的能力を有する捜査員を育成管理するため、幹事会に、兵庫県警察サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト（以下「人材育成プロジェクト」という。）を置く。

#### イ 任務

人材育成プロジェクトは、5に規定するサイバーセキュリティ総括責任者の指揮監督を受け、サイバー関係事案対処プロジェクト、サイバー攻撃対策プロジェクト及び警察署サイバーセキュリティ対策プロジェクトと連携し、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(ア) サイバー空間の脅威に対処する能力を有する人材の育成等に係る総合的な企画及び調整

(イ) サイバー空間の脅威に対処するための装備資機材等の整備

(ウ) サイバー犯罪等対処能力検定の実施等のサイバー空間の脅威に対処する能力の向上のための教養の推進

(エ) サイバー空間の脅威に対処するための対処技術の調査及び研究

#### ウ 構成等

(ア) 人材育成プロジェクトの構成は、兵庫県警察サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト体制表（別表第5）のとおりとする。

(イ) サイバーセキュリティ総括責任者は、必要があると認めるときは、班員以外の者に対し、人材育成プロジェクトへの参加を求めることができる。

### 4 警察署サイバーセキュリティ対策プロジェクト

#### (1) 設置

警察本部の所属（サイバーセキュリティ・捜査高度化センターの所属を含む。）との連携及び警察署の各課・係間の連携を図り、警察署において効率的にサイバーセキュリティ対策を実施するため、幹事会に、警察署サイバーセキュリティ対策プロジェクト（以下「署プロジェクト」という。）を置く。

#### (2) 任務

署プロジェクトは、警察署長の指揮監督を受け、サイバー関係事案対処プロジェクト、サイバー攻撃対策プロジェクト、人材育成プロジェクト及び他の警察署の署プロ

ジェクトと連携を図り、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- ア サイバーセキュリティ対策に係る企画及び調整
- イ サイバーセキュリティ対策に係る教養
- ウ サイバー関係事案の被害防止対策に係る諸対策の実施
- エ サイバー関係事案に係る合同捜査及び共同捜査の実施
- オ 大規模サイバー攻撃事態発生時の諸対策の実施

(3) 構成等

署プロジェクトの構成は、警察署サイバーセキュリティ対策プロジェクト体制表(別表第6)を基準に、各警察署ごとに構成するものとする。

5 サイバーセキュリティ総括責任者

- (1) サイバー空間の脅威に対する部門間の連携を強化するため、県警察に、サイバーセキュリティ総括責任者を置く。
- (2) サイバーセキュリティ総括責任者は、サイバーセキュリティ・捜査高度化センター長をもって充てる。
- (3) サイバーセキュリティ総括責任者は、次に掲げるサイバー空間の脅威への対策に関する実務について、必要な連携及び調整を行うとともに、県警察における情報セキュリティの実現に関し、情報セキュリティ管理者(兵庫県警察情報セキュリティに関する訓令(平成23年兵庫県警察本部訓令第1号)第3条に規定する情報セキュリティ管理者をいう。)と適切に連携を図るものとする。

- ア サイバー戦略に関すること。
- イ 情報の集約及び共有に関すること。
- ウ 捜査支援及び技術支援に関すること。
- エ 人材育成方針に関すること。
- オ 関係機関、民間事業者・団体等と連携した取組に関すること。
- カ アからオまでに掲げるもののほか、サイバー空間の脅威への対策に関すること。

6 サイバーセキュリティ責任者

- (1) 県警察に、サイバーセキュリティ責任者を置く。
- (2) サイバーセキュリティ責任者は、サイバー企画課長をもって充てる。
- (3) サイバーセキュリティ責任者は、サイバーセキュリティ総括責任者を補佐する。

第4 大規模サイバー攻撃事態発生時の措置を行う体制

1 設置

警察本部長は、大規模サイバー攻撃事態を認知したとき、その他状況により必要があると認めるときは、県警察に兵庫県警察大規模サイバー攻撃事態対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

2 任務

対策本部は、大規模サイバー攻撃事態に係る情報を迅速かつ的確に集約して、警察庁に報告するとともに、その調整に基づき、当該大規模サイバー攻撃事態に対する初動措置、捜査、実態解明等の必要な措置を行うことを任務とする。

3 構成及び取扱事務

対策本部の構成及び取扱事務は、兵庫県警察大規模サイバー攻撃事態対策本部体制表

(別表第7) のとおりとする。

4 庶務

対策本部の庶務は、公安第一課において行う。

別表第1

兵庫県警察サイバーセキュリティ対策委員会体制表

委員長	警察本部長
副委員長	サイバーセキュリティ・捜査高度化センター長兼総務部参事官 兼警務部参事官兼刑事部参事官兼生活安全部参事官兼地域部 参事官兼交通部参事官兼警備部参事官
委員	総務部長 警務部長 刑事部長 生活安全部長 地域部長 交通部長 警備部長 神戸市警察部長兼首席監察官兼第一方面本部長 近畿管区警察局兵庫県情報通信部長 刑事部参事官兼生活安全部参事官 刑事部参事官兼組織犯罪対策局長

別表第2

兵庫県警察サイバーセキュリティ対策幹事会体制表

<p>幹 事 長</p>	<p>サイバーセキュリティ・捜査高度化センター長兼総務部参事官 兼警務部参事官兼刑事部参事官兼生活安全部参事官兼地域部 参事官兼交通部参事官兼警備部参事官</p>
<p>副 幹 事 長</p>	<p>サイバーセキュリティ・捜査高度化センター副センター長兼サ イバー企画課長</p>
<p>幹 事</p>	<p>総務部参事官兼総務課長 総務部参事官兼県民広報課長 総務部会計課長 総務部情報管理課長 警務部参事官兼警務課長 警務部教養課長 警務部監察官室長兼神戸市警察部庶務課長 刑事部参事官兼刑事企画課長 刑事部参事官兼組織犯罪対策局組織犯罪対策課長 生活安全部参事官兼生活安全企画課長 地域部参事官兼地域企画課長 交通部参事官兼交通企画課長 警備部参事官兼公安第一課長 サイバーセキュリティ・捜査高度化センターサイバー捜査課長 近畿管区警察局兵庫県情報通信部通信庶務課長 近畿管区警察局兵庫県情報通信部情報技術解析課長</p>